

第 8 編

建設環境



鏡ヶ浦クリーン作戦

——内 容——

- 1 都市計画
- 2 道路・橋梁
- 3 市営住宅
- 4 じん芥処理事業
- 5 し尿処理事業
- 6 補助事業
- 7 公共下水道事業

1 都市計画

(1) 都市計画区域

昭和 9 年に旧都市計画法の適用を受け、当時の館山北条町全域を都市計画区域に指定した。その後昭和 29 年に隣接 6 ヲ村を合併し、現在市全域が都市計画区域となっている。

都市計画区域の変遷

法適用年月日	決定変更年月日	面積 ha	備 考
昭和 44 年 6 月 14 日	昭和 9 年 11 月 24 日	1,648	(旧) 都市計画法適用 館山北条町全域指定
	昭和 14 年 11 月 3 日	2,715	合併により那古、船形地区編入 (市制施行)
	昭和 29 年 5 月 3 日	10,971	合併により西岬、神戸、富崎、 豊房、館野、九重地区編入 (新) 都市計画法適用
	昭和 56 年 10 月 9 日	10,981	三芳村との境界変更及び公有水面埋立地の編入
	昭和 63 年 10 月 1 日	11,019	国土地理院の測定により変更
	平成 5 年 5 月 28 日	11,020	船形及び相浜地先の公有水面埋立地の編入
	平成 15 年 5 月 16 日	11,021	沼地先の公有水面埋立地の編入

(2) 用途地域

昭和 44 年に中心市街地である館山、北条、那古及び船形の各地域のうち 621.1 ヘクタールに用途地域を指定した。その後昭和 48 年、平成 8 年、平成 18 年の変更を経て、現在 759 ヘクタールを用途地域として指定している。

平成 24 年 4 月 1 日現在

用途地域区分	面積	建ぺい率	容積率	比率	対行政区域
	ha	%	%	%	%
第 1 種中高層住居専用地域	140	60	200	18.4	1.3
第 1 種住居地域	477	60	200	62.8	4.3
第 2 種住居地域	26	60	200	3.4	0.2
近隣商業地域	18	80	200	2.4	0.2
商業地域	38	80	400	5.0	0.3
準工業地域	55	60	200	7.3	0.5
工業地域	5	60	200	0.7	0.1
計	759			100.0	6.9
無指定地域 (自然公園区域)	10,262	70(60)	200(200)		93.1
合 計	11,021				100.0

(3) 準防火地域

昭和 48 年 12 月 25 日に商業地域全域 37 ヘクタールを準防火地域に指定した。その後、平成 8 年の用途地域見直しに合わせ準防火地域も変更し、商業地域全域 38 ヘクタールを指定している。

(4) 臨港地区

館山港港湾区域と一体として機能すべき陸域として、昭和40年に臨港地区4.0ヘクタールを指定した。その後、平成18年に5.5ヘクタール、平成21年に1.2ヘクタールを都市計画決定し、現在約11.0ヘクタールを臨港地区に指定している。

地 区	面 積	備 考
館山港臨港地区	約11.0ha	商港区8.7ha、漁港区2.0ha

(5) 都市計画道路

昭和19年に現在の国道127号の一部となる都市計画道路が決定された。その後、昭和44年に道路計画を見直し、都市計画道路を10路線とした。現在、国道127号館山バイパス改良事業及び国道410号北条バイパス改良事業に伴う変更を経て、12路線を都市計画道路として決定している。

平成24年4月1日現在

路線名	計 画 延長m	改良済 延長m	整備 率%	備 考
館山駅鶴ヶ谷線	450	0	0	全線整備済
渚線	250	250	100	
船形川名線	1,640	0	0	
八幡館山線	2,320	0	0	
八幡高井線	1,150	781	67.9	鶴谷八幡宮前交差点から鶴谷八幡宮入口交差点までの区間整備済
北条安布里線	1,640	160	9.8	国道127号との交差点付近を拡幅済
館山港線	1,270	0	0	館山駅西口交差点から八幡海岸交差点及び“渚の駅”たてやま前交差点から宮城交差点までの区間整備済
八幡北条線	1,300	0	0	
那古正木線	1,350	0	0	
船形館山港線	7,030	2,870	40.8	
川名真倉線	7,620	7,620	100	
青柳大賀線	4,340	764	17.6	下真倉北交差点から五霊山下交差点までの区間整備済
計	30,360	12,445	41	
(駅前広場)	m ²	m ²		
館山駅東口	4,140	4,140	100	供用中
〃 西口	5,500	5,500	100	供用中
計	9,640	9,640	100	

(6) 都市計画公園

本市の都市計画公園は、昭和24年に城山公園、沖ノ島公園、高ノ島公園及び館山運動場、昭和32年に中村児童公園、昭和46年に北条中央公園、昭和48年に根岸公園、昭和51年に船形児童公園を決定し、昭和53年に館山運動場を廃止し、宮城公園として名称変更を行うとともに、館山運動公園を決定している。

平成 24 年 4 月 1 日現在

区分	計 画 公園数	計 画 総面積	開 設 公園数	開設公園 面 積	進捗率	備 考
		ha		ha	%	
街区公園	3	0.63	3	0.63	100.0	中村、根岸、船形
近隣公園	1	1.68	1	1.68	100.0	北条中央
地区公園	1	5.60	1	3.12	55.7	宮城
総合公園	1	10.20	1	10.16	99.6	城山
運動公園	1	25.40	1	25.40	100.0	館山運動
風致公園	2	5.16	2	4.28	82.9	沖ノ島、高ノ島
計	9	48.67	9	45.27	93.0	

※都市計画決定を行わず開設されている都市公園として、館山駅西口公園（平成 22 年 8 月開設、面積 0.16ha）がある。

(7) 供給処理施設

① 下水道

都市計画下水道については、4 か所の都市下水路を都市計画決定し、その後、平成 4 年 2 月に公共下水道基本計画の全体計画区域 1,197 ヘクタールのうち、館山、北条、那古、船形地区の用途地域の一部 756 ヘクタールについて館山市第 1 号公共下水道として都市計画変更を行っている。

下水道の名称	館山市第 1 号公共下水道	
	(汚 水)	(雨 水)
排水区域名	館山処理区	53 排水区
下水道全体計画面積	1,197ha	1,197ha
都市計画決定面積	756ha	756ha
下水道全体計画人口	35,800 人（目標平成 29 年）	
都市計画決定人口	29,000 人	
処理施設	鏡ヶ浦クリーンセンター	

② ごみ焼却場、汚物処理場

ごみ焼却場は、昭和 41 年に正木衛生処理場を都市計画決定し、その後、昭和 56 年に館山市出野尾に館山市清掃センターを都市計画決定した。館山市清掃センターの完成後、昭和 60 年に正木衛生処理場を廃止した。

藤原衛生処理場は、昭和 38 年に藤原地内に設置されたが、昭和 54 年に館山市出野尾に館山市衛生センターを都市計画決定し、完成後藤原処理場は廃止している。

館山都市計画ごみ処理場

名 称	位 置	面 積	処理能力
第 1 号館山市清掃センター	館山市出野尾	2.5ha	100t/日

館山都市計画汚物処理場

名 称	位 置	面 積	処理能力
第 1 号館山市衛生センター	館山市出野尾	2.2ha	100kl/日

③ 市場

市場は、平成 13 年 12 月に館山市公設地方卸売市場を都市計画決定している。

館山都市計画市場

名称	位置	面積	1 日当りの計画取扱量	備考
第 1 号館山市公設地方卸売市場	館山市稲	約 1.2ha	59.0 t / 日	(未整備)

(8) 市街地開発事業

本市の市街地開発事業としては、館山駅西口地区の公共施設の整備を推進し、快適でゆとりのある生活空間、利便性のある都市環境を有する街づくりを目的として、土地地区画整理事業を行った。

昭和 63 年に都市計画決定を行い、平成元年に事業計画を決定、平成 3 年度から仮換地指定及び建物移転を開始した。

平成 13 年度末までに交通広場、都市計画道路渚線等の公共施設を整備し、平成 15 年 5 月に換地処分を行った。

また、地区内にある街区公園の整備を平成 20 年度、平成 21 年度に実施した。

なお、この地区では権利者有志により「館山駅西口地区街づくり協議会」を設立し、南欧風の街づくりが進められている。

名称	館山都市計画事業館山駅西口地区土地地区画整理事業
区域	館山市大字北条字浜通、字南浜小松、字浜新田の各一部
面積	約 5.2ha
整備する 主な公共施設	都市計画道路 W=18m、L=234m 交通広場 5,500 m ² 街区公園 1,560 m ²

(9) 館山駅橋上駅舎・自由通路等整備事業

南房総の中心都市館山の海に開かれた新しい玄関口として、また、JR 内房線により分断されている館山駅東西市街地の一体性を確保し、市民及び観光客等の利便性の向上を図るため、自由通路と一体となった橋上駅舎の整備を行った。

平成 9 年度工事に着手し、平成 11 年度に完成した。

機能としては、エレベーター、身障者用トイレ、誘導ブロック、階段手すりの設置や電車とホームの段差解消等を行い、人にやさしい施設となっている。

また、デザインについては、街並みと調和した南欧風の景観をもつリゾート駅の明るい雰囲気となっている。

(事業年度) 平成 9 年度～平成 11 年度

(構造、規模等) 鉄骨造 2 階建

延床面積 1,927 m² うち駅施設 841 m²

うち市施設 1,086 m² (自由通路 872 m²、コミュニティ施設 214 m²)

自由通路 W=6m L=87m (横断部 54m 階段部 33m)

附帯設備 エレベーター 4 基(市 2 基、JR 2 基)、エスカレーター 2 基(JR 2 基)

トイレ 3 カ所、バルコニー (東西 2 カ所)

附帯施設 西口多目的室、観光案内所、物産展示コーナー、市民ギャラリー

2 道路・橋梁

(1) 道路現況

平成23年度末

区分	路線数	実延長 (km)	内 訳 (km)		舗装率 (%)
			未舗装道	舗装道	
市道	988	344.0	12.5	331.5	96.3

(2) 橋梁現況

平成23年度末

区分	構造	数	延長 (m)
市道	永久橋	142	1,394.1

3 市営住宅

H24.4.1 現在

地区	建設年度	戸数	1戸の延べ床面積(m ²)	家賃(円)	備考
笠名住宅 (85戸)	昭和35	11	34.7	2,500~4,900	木造平家
	〃	7	28.1	2,000~4,000	〃
	36	2	34.7	2,700~5,300	〃
	〃	19	29.7	2,300~4,500	〃
	41	20	39.3	7,000~10,100	RC系プレハブ2F
	42	16	39.3	7,200~9,200	〃
	52	10	55.5	12,100~23,800	〃
沼(30戸)	40	30	39.3	6,500~10,500	RC系プレハブ2F
船形漁民 (32戸)	44	32	37.2	7,600~14,900	RC4F
萱野 (57戸)	45	32	35.7	7,800~15,400	RC系プレハブ4F
	47	16	39.5	7,500~13,400	RC系プレハブ2F
	49	9	49.6	9,800~17,800	RC系プレハブ2F
那古 (32戸)	53	16	55.5	16,000~31,500	RC4F 身障者用4戸
	54	16	59.0	17,300~34,000	RC4F
真倉 (30戸)	63	12	60.3	20,700~40,600	RC3F 身障者用1戸
	平成3	18	60.3	21,500~42,300	RC3F 身障者用2戸
計		266			

4 じん芥処理事業

収集体制

【環境センター(収集センター)・環境課】

(1) 作業概要

家庭ごみを次のとおり11種類に分別し、直営及び委託により収集している。

種 別	平成23年度収集量(t)	収集回数
①燃せるごみ	10,905	週2回
不燃ごみ	②金属類(粗大ごみ含む)	1,429 第1・3・5・6週の週1回
	③ガラス類	570 第2・4週の週1回

資源ごみ	④プラスチック製容器包装	343	週1回	
	⑤ペットボトル	224	第1・3・5・6週の週1回	
	⑥白色トレイ	17	第2・4週の週1回	
	⑦発泡スチロール	11	第2・4週の週1回	
	古紙類	⑧新聞	1,105	月2回
		⑨雑誌	548	月2回
		⑩ダンボール	454	月2回
⑪飲料用紙パック	11	月2回		

(2) 収集機材 (平成24年4月1日現在)

車種別	台数	車種別	台数
2tパックマスター	9	ハイプレクリーナー	1
2tダンプ	2	パワフルマスター	2

(3) 職員

主幹・収集係長(兼務)1名 収集部門6名(うち非常勤職員3名)、側溝清掃部門6名(うち再任用職員1名、非常勤職員3名) 計13名

(4) 廃棄物処理手数料 (平成24年4月1日現在)

収集	可燃物用指定袋	45リットル用	50円/枚
		20リットル用	30円/枚
		10リットル用	20円/枚
処理 (自己搬入)	家庭系一般廃棄物	破碎を要しないもの	50円/10kg (30kg未満は無料)
		破碎を要するもの	100kgを超えた場合は10kg当たり150円
	事業系一般廃棄物	破碎を要しないもの	150円/10kg
		破碎を要するもの	
産業廃棄物 (紙くず・木くず)	紙くず・木くず	150円/10kg	

処理体制

【環境センター(清掃センター)】

所在地：館山市出野尾538番地

処理能力：1日 100t (50t 16時間 2炉)

処理方法：准連続燃焼式

敷地面積：25,208㎡

フェンス内面積：6,800㎡

建物：鉄筋コンクリート及び鉄骨造り 2,691㎡

完成：昭和59年10月

計画処理人口：58,054人

事業費：1,707,533千円

(財源内訳) 国庫補助金：382,500千円 県費補助金：30,683千円

地方債：1,204,000千円 一般財源：90,350千円

排ガス高度処理施設整備事業(3ヵ年事業)

工事内容：清掃センターの排ガス中に含まれるダイオキシン類を基準値5ナノグラム以下とすること。

施工業者：日立造船(株)

完成年月日：平成15年3月31日

事業費：1,292,550千円

(財源内訳) 国庫補助金：312,029千円 県費補助金：62,897千円

地方債：787,800千円 一般財源：129,824千円

職員：副センター長・管理係長・清掃係長・衛生係長(兼務)1名

清掃主任1名 技術担当主任衛生技術員1名 主任衛生技術員5名

衛生技術員2名 再任用職員1名 非常勤職員7名 計18名

搬入量(23年度)：年間 17,930t 1日平均 57t

【最終処分場】

所在地：館山市西長田1153番地

処分場用地面積：24,100㎡

埋立実効面積：10,300㎡

埋立容量：119,200㎥(平成10・11年度嵩上工事 変更前74,200㎥)

浸出水処理能力：35㎥/日

埋立年度：昭和60年度から平成17年度

施工者：安藤建設(株) (株)石井興業(変更工事)

完成年月：昭和60年3月 平成7年2月15日

事業費：89,426千円 10,094千円

平成10・11年度嵩上事業

完成年月：平成11年9月、容量45,000㎥

事業費：557,351千円

施工者：嵩上工事 安藤建設(株) 浸出水処理施設建設工事 アタカ工業(株)

機材：パワーショベル・ホイールローダ

職員：主任衛生技術員1名

埋立量(23年度)：1,370t

5 し尿処理事業

【環境センター(衛生センター)】

対象地域：市内全域

設置場所：館山市出野尾534番地

敷地面積：22,469㎡

処理能力：100kl/日

設計施工者：アタカ工業株式会社

完成年月日：昭和57年3月31日

処理方式：高負荷酸化処理方式

事業費：1,775,000千円

(財源内訳) 国庫補助金： 339,000千円 県費補助金：44,000千円

地方債：1,271,000千円 一般財源：121,000千円

職員：センター長1名 主任衛生技術員4名 衛生技術員1名

非常勤職員1名 計7名

搬入量(23年度)：年間 27,611kl 1日平均 94kl

処理手数料：1klにつき6,000円

し尿収集事業：(財)館山市環境保全公社がこれに当たっている。

浄化槽汚泥収集事業：中央エンタープライズ(株)、(株)ヤマナカ、(株)安房環境衛生、(有)南房浄化槽サービス、(有)花澤環境、(有)笹子設備、(有)五光の7社がこれに当たっている。

6 補助事業

(1) 浄化槽設置事業補助金

事業の目的：浄化槽設置の推進を図り、生活排水による水質汚濁の防止を目的とする。

対象区域：下水道事業認可区域外

補助金額：170,000円

補助対象：①5～10人槽

②浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽

③BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)の機能を有する浄化槽で、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合する機能を有する浄化槽

上記①から③の要件を満たす浄化槽で、次のいずれかの機能を有するもの(高度処理型)

・放流水の総窒素濃度が20mg/l以下、又は総磷濃度が1mg/l以下

・BOD除去率97%以上、放流水のBOD5mg/l(日間平均値)以下

補助要件：①既存の単独処理浄化槽、又は汲み取り式トイレから浄化槽へ建物の増改築(一部新築を含む)により転換する。(ただし、住宅への浄化槽設置に限る。)

②浄化槽を設置する建築物へ居住すること。(住民票にそこに住所を定めていることが記録されていること)

③市税等を滞納していないこと

平成23年度実績 21基 3,570,000円

(2) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

事業の目的：地球温暖化の防止と、環境に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

補助金額：太陽光発電システムの出力1キロワット当たり20,000円
※80,000円が上限

補助対象：住宅用太陽光発電システムで次の要件を満たすもの

- ①住宅の屋根等への設置に適しているもの
- ②電力会社と電灯契約・余剰電力の売電契約の締結ができるもの
- ③太陽電池の最大出力が10キロワット未満であるもの
- ④未使用品であること
- ⑤経済産業省の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の対象システムであるもの

補助要件：①館山市の住所がある。または市内に居住しようとする方

- ②自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する。または、未使用のシステムが設置された館山市内の住宅を購入すること。
- ③市税等を滞納していないこと。
- ④市内の事業者（市内に事務所又は事業所を有する者）からシステムを購入すること。

平成23年度実績 89件 6,518,000円

（3）住宅リフォーム補助金

事業の目的：市民の生活環境の向上、住宅の耐震化の促進及び市内における産業の活性化を図ることを目的とする。

補助金額：工事費のうち補助対象にならない経費を除いた額の10分の1
※200,000円が上限

補助対象：①工事費が20万円以上の工事であること

- ②居住に用する部分の改修・修繕・増築・改善のための工事であること
- ③着手した年度の末日までに完了する工事であること
- ④館山市内に本店を有する法人事業者または館山市内に住所を有する個人事業者が施工する工事であること

補助要件：①館山市にある住宅であること

- ②自己が居住する住宅、または居住する予定の住宅であること
- ③自己、または親族が所有する住宅であること
- ④市税等を滞納していないこと

平成24年度からの新規事業

7 公共下水道事業

（1）事業の経緯

- ・昭和63年度 基礎調査を実施した。
- ・平成元年度 基本計画の策定を実施し、用途地域(756ha)とその周辺地域(441ha)を公共下水道館山処理区(1,197ha)とした。

- ・平成2年度 事業計画の策定を実施し、JR館山駅周辺地域を第1期事業区域(98ha)とした。
- ・平成3年度 用途地域(756ha)について下水道の都市計画決定及び1期事業区域(98ha)の事業認可を取得した。
公共下水道に着手した。
終末処理場用地(39,344.83㎡)の内、15,000.14㎡の先行取得を千葉県地方土地開発公社に委託実施した。
- ・平成4年度 終末処理場の基本設計、汚水管渠の実施設計を実施した。
終末処理場用地 24,344.69㎡の先行取得を千葉県地方土地開発公社に委託実施した。
- ・平成5年度 終末処理場建設に着手した。
- ・平成6年度 管渠建設工事に着手した。
- ・平成9年度 下水道条例、受益者負担に関する条例等関連条例等を制定した。
- ・平成10年度 平成10年4月1日、館山駅周辺 47.6ha を供用開始し、5月21日通水式を実施した。
- ・平成13年度 基本計画見直し及び変更事業計画(区域拡大 98ha→195ha)を策定した。
- ・平成14年度 上記事業計画の変更認可を取得した。(平成20年度完了)
- ・平成18年度 事業計画の変更認可(事業期間の延伸及び管渠の変更)を取得した。
(平成24年度完了)
- ・平成24年度 平成24年8月1日現在、供用開始面積 173ha。

(2) 事業の概要

- ① 排除方式： 分流式
- ② 処理方式： 標準活性汚泥法
- ③ 計画区域面積： 全体計画 1,197 ha ・事業計画 195 ha
- ④ 計画処理人口： 全体計画 35,800 人 ・事業計画 6,600 人
- ⑤ 日最大汚水量： 全体計画 18,700 ㎥/日 ・事業計画 3,200 ㎥/日
- ⑥ 処理場処理能力： 3,600 ㎥/日

(3) 受益者負担金

①負担金額

館山第1負担区：600円/㎡ 館山第2負担区：600円/㎡

②報奨金

負担金は、5年間で20期に分割納付となるが、一括又は数期分をまとめて納付した場合、その前納額に対し最高20%(限度額10万円)の報奨金が交付される。

一括納付報奨金交付率

納期前納付した 納期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
報奨金交率(%)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

③徴収猶予

徴収猶予項目	猶予期間	猶予率(%)
当該物件について係争中のとき	係争事由の解決のときまで	100
田、畑、山林、原野	宅地として使用、又は使用できる状況にあると認められるまで	100
災害、盗難等により納付困難なとき	市長が認定する期間	市長が認定する率
その他市長が特に必要と認める土地	市長が認定する期間	市長が認定する率

④減免 負担金は、学校や集会所、境内地など土地の利用状況等により減免される。

(4) 下水道使用料

公共下水道使用料については、原則的には、上水道の使用水量に基づき算定するが、井戸を併用している場合は合計水量となる。

使用料の額（1月につき 消費税含む）

区分	基本使用料		超過使用料	
	汚水量	使用料	汚水量（1m ³ につき）	使用料
一般	10m ³ まで	1,212円	10m ³ を超20m ³ まで	133円
			20m ³ を超40m ³ まで	144円
			40m ³ を超100m ³ まで	171円
			100m ³ を超500m ³ まで	210円
			500m ³ を超える	236円
浴場	1m ³ につき	15円		

(5) 水洗便所改造資金助成金

① 補助金

水洗便所に改造工事をする場合、又はし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続工事を実施する場合に交付する。

区分	単位	補助金の額	備考
くみ取り便所改造工事	大便器1個	30,000円	1個増す毎に1万円加算・限度額100万円
し尿浄化槽廃止工事	浄化槽1基に接続する大便器1個	20,000円	1個増す毎に5千円加算・限度額100万円
生活保護世帯の工事	——	改造工事費全額	

② 利子補給金

水洗便所に改造工事をする場合、又はし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続工事を実施する場合の改造資金について、金融機関から融資を受けた場合、その利子相当額を助成する。利子補給を受ける期間は、取扱金融機関から融資を受けた日から3年以内。

区分	単位	工事費の範囲	備考
くみ取り便所改造工事	大便器1個	600,000円以内	1個増す毎に6万円加算・限度額200万円
し尿浄化槽廃止工事	浄化槽1基に接続する大便器1個	300,000円以内	1個増す毎に3万円加算・限度額200万円